

〈 年金定期預金 〉 商品概要説明書 (1)

2025年4月1日現在

1.	商品名 (愛称)	自由金利型定期預金 (M型) (せんなん年金定期預金)						
2.	販売対象	①当金庫で厚生年金・国民年金・共済年金等公的年金を受取っている方 ②新規にお受取り手続きをなされた方 ③62歳以上 (※) で「年金ご予約サービス」の申込をいただいた方 ※ただし、男性 (共済のみご加入の女性) は64歳、女性は62歳、国民年金のみご加入の方は64歳以上の方 (2026年度に年金受給権が発生する方が対象となります。)						
3.	期間	1年 (自動継続型)						
4.	預入							
	預入方法	一括預入いただきます。						
	預入金額	・10万円以上、お一人さま総額500万円までお預け入れいただけます。 ・お一人様100万円までは「金利を0.20%上乗せ」と、100万円超500万円までは「金利を0.10%上乗せ」の限度額があります。						
	預入単位	1円単位						
5.	払戻方法	満期日以後に一括して払い戻します。						
6.	利息							
	適用金利	・固定金利 ・お一人様100万円までは預入日における店頭表示の「スーパー定期1年ものの利率に0.2%上乗せした利率」を、100万円超500万円までは預入日における店頭表示の「スーパー定期1年ものの利率に0.10%上乗せした利率」を満期日まで適用します。 ・満期日までは優遇金利が適用されますが、満期日時点で本商品のお取り扱いが終了となっている場合には、自動継続後は優遇金利が適用されず、自動継続時におけるお預け入れ期間の「スーパー定期預金」の店頭表示金利を適用いたします。 商品のお取り扱いが継続となった場合には、自動継続後も各商品所定の優遇金利が上乗せされた金利を適用いたします。						
	利払方法	満期日以後に一括してお支払いいたします。						
	計算方法	付利単位を1円とし、1年を365日とする日割計算						
7.	税金	・個人のお利息には20% (国税15%、地方税5%) の税金がかかります。 ※2013年1月1日から2037年12月31日までの間に支払われる利息には復興特別所得税が追加課税されるため、20.315% (国税15.315%、地方税5%) の税金がかかります。 (ただし、マル優をご利用の場合は除きます。)						
8.	手数料	—						
9.	付加できる特約事項	マル優の適用を受けられる方は、当金庫に申告されたマル優枠 (最高350万円) まで非課税でご利用いただけます。						
10.	中途解約時の取扱い	満期日前に解約する場合は、預入期間に応じた期限前解約利率および預入日から解約日の前日までの日数により計算した期限前解約利息とともにお支払いします。 <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>解約日までの預入期間</th> <th>期限前解約利率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>6ヶ月未満</td> <td>解約日の普通預金利率</td> </tr> <tr> <td>6ヶ月以上1年未満</td> <td>約定利率×50%</td> </tr> </tbody> </table>	解約日までの預入期間	期限前解約利率	6ヶ月未満	解約日の普通預金利率	6ヶ月以上1年未満	約定利率×50%
解約日までの預入期間	期限前解約利率							
6ヶ月未満	解約日の普通預金利率							
6ヶ月以上1年未満	約定利率×50%							
11.	金利情報の入手方法	金利は店頭の金利表示ボードまたは窓口へご照会ください。						

〈 年金定期預金 〉 商品概要説明書 (2)

2025年4月1日現在

<p>12. 苦情処理措置・紛争解決措置</p>	<p>苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店または人事部（9時～17時、電話：0224-24-3075）にお申出ください。</p> <p>東京弁護士会（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記人事部または全国しんきん相談所（9時～17時、電話：03-3517-5825）にお申出ください。また、お客様から、上記東京の弁護士会（東京三弁護士会）に直接お申出いただくことも可能です。</p> <p>なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客様にもご利用いただけます。その際には、①お客様のアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法（現地調停）、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法（移管調停）もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫人事部もしくは全国しんきん相談所にお問合せください。</p>
<p>13. その他参考となる事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・お取扱期間は2025年4月1日から2026年3月31日までとなります。満期日までは優遇金利が適用されますが、満期日時点で本商品のお取り扱いが終了となっている場合には、自動継続後は優遇金利が適用されず、自動継続時におけるお預け入れ期間の「スーパー定期預金」の店頭表示金利を適用いたします。 商品のお取り扱いが継続となった場合には、自動継続後も各商品所定の優遇金利が上乘せされた金利を適用いたします。 ・満期日以後の利息は解約日または書替継続日における普通預金利率により計算します。 ・お申込みの際は、年金証書・裁定請求書・通帳等をお持ちください。 ・お取扱期間が定められていますので窓口へお問合わせください。 ・総合口座の組入れも可能です。 ・自動継続のお取り扱いとなります。 ・預金保険制度の付保対象預金です。 ・当金庫にお預け入れいただいている対象預金等のうち、決済用預金は全額、それ以外の預金等については名寄せしたうえで、預金者1人当たり元本1,000万円までとその利息等の合計額は預金保険制度で保護されます。